第１回
災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討会議

日時：令和７年１１月２１日（金）

午後１時１５分～

場所：県庁舎７階　７－総－１

１　在り方検討の趣旨について

１　在り方検討の趣旨について

災害の状況

○　本県は，南北600キロに及ぶ広大な県土，長い海岸線，2つの半島や多くの離島などの地理的特性を有しており，災害発生リスクの高い地域である。

○　これまで，台風，豪雨，地震，津波，火山噴火など様々な災害に対応してきたが，近年，大規模自然災害が頻発化・激甚化しており，災害救助法を適用する災害も増えてきている。

1　在り方検討の趣旨について

災害救助法の適用状況（H5～）

年度	適用月日	災害区分	適用基準	適用市町村
H5	8.1	集中豪雨	1号	隼人町，栗野町，横川町，吉田町，国分市
	8.6	集中豪雨	1号	鹿児島市，伊集院町，郡山町
	9.3	台風13号	1号	鹿児島市，加世田市，垂水市，川辺町
			4号	金峰町
9	7.10	土石流	4号	出水市
	9.16	台風19号	1号	吉松町
17	9.4	台風14号	3号後段	垂水市
18	7.22	北部豪雨	1号	大口市，出水市，さつま町，菱刈町，湧水町
			3号後段	薩摩川内市
22	10.20	奄美豪雨	4号	奄美市，龍郷町，大和村
23	9.25	奄美北部豪雨	4号	龍郷町
	11.2	奄美南部豪雨	1号	瀬戸内町
24	9.15	台風16号	1号	与論町
25	10.7	台風24号	1号	与論町
27	5.29	口永良部島噴火	4号	屋久島町
R2	7.4	7月豪雨	4号	阿久根市，出水市，伊佐市，長島町，鹿屋市，曽於市，志布志市，垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，大崎町
3	7.10	7月豪雨	4号	出水市，薩摩川内市，伊佐市，さつま町，湧水町
4	9.17	台風14号	2条2項	全市町村
6	8.28	台風10号	2条2項	全市町村
			4号	屋久島町，龍郷町（同日付で切り替え）
	11.8	令和6年11月8日からの大雨	4号	与論町
7	7.3	トカラ列島近海を震源とする地震	4号	十島村
	8.7	令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨	4号	薩摩川内市，曽於市，霧島市，姶良市
	8.21	台風12号	1号	南さつま市

１　在り方検討の趣旨について

在り方の作成の意義

○　平時から必要な物資を備蓄しておくことが求められる中，国においては，昨年１２月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改訂し，スフィア基準を満たすことができるよう備蓄を行うなどにより，避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組を行うことが示された。

○　県においては，県及び市町村の備蓄の現状や，同指針の改定を踏まえ，国や市町村，有識者等からなる「災害用物資・機材等の備蓄の在り方検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し，備蓄目標の考え方や県と市町村との役割分担，保管場所，輸送手段など，災害用物資・機材等の備蓄の在り方などについて検討することとした。

1　在り方検討の趣旨について

在り方を活用した今後の取組

○　検討会議での意見等を踏まえ，県において「災害用物資・機材等の備蓄の在り方（仮称）」（以下「備蓄の在り方」という。）を策定し，県として災害用物資・機材等の備蓄の充実に努めるなど，避難生活における良好な生活環境が確保されるよう取り組むこととしている。

２　県の備蓄の現状について

２　県の備蓄の現状について

県における備蓄の考え方

○　災害時における備蓄物資は市町村が確保し，県においては，大規模災害時に市町村の備蓄が不足する場合に備えて備蓄している。

○　それでもなお備蓄物資が不足する場合に備えて，県では，関係事業者と協定を締結しており，迅速に物資の優先確保が図られる体制を整備している。

【R7.7.1 内閣府政府総括官通知より抜粋】

・市町村長は，避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。

・県は，避難生活に必要な物資について，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って，必要となる備蓄量と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や，市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとする。

【参考】備蓄に係る各主体の役割等（法令・計画）

<table>
<tr><th></th><th>国民・県民</th><th>市町村</th><th>県</th></tr>
<tr><td>災害対策基本法</td><td>〇地方公共団体の住民は，食品，飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずる</td><td colspan="2">〇法令又は防災計画の定めるところにより，その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し（中略）なければならない。
〇災害が発生したときは，法令又は防災計画の定めるところにより，遅滞なく，避難所を供与し，避難者の数，避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに，当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保，当該避難所における食糧，衣料，医薬品その他の生活関連物資の配布，保健医療サービス及び福祉サービスの提供，情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</td></tr>
<tr><td>県防災対策基本条例</td><td>〇県民は，災害の発生に備えて，必要な物資を備蓄するとともに，防災に関する情報を収集する手段を確保するよう努めるものとする。</td><td>〇県は，市町村に対し，この条例に規定する災害予防対策に係る市町村の施策，災害応急対策に係る市町村の施策，災害復旧・復興対策に係る市町村の施策及び防災対策の計画的な推進等に係る市町村の施策を当該市町村の地域防災計画に定め，及び行うよう求めるものとする。
〇「災害予防対策に係る市町村の施策」とは，災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに，確保することなどをいう。</td><td>〇災害応急対策又は災害復旧に必要な物資を備蓄するとともに，市町村，他の都道府県，防災関係機関又は事業者と連携して，当該物資を確保する</td></tr>
<tr><td>防災基本計画
(R7.7)</td><td>〇自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は。その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平時から災害に対する備えを心掛けるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</td><td>〇避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，（中略）避難生活に必要な物資を備蓄するものとし，これらの物資の備蓄状況については，年に1回，広く住民に公表するものとする。この際，避難生活に必要な物資の備蓄については，想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と，それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し，推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また，備蓄品の調達に当たっては，要配慮者，女性，こどもにも配慮するものとする。</td><td>〇避難生活に必要な物資について，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って，市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間，推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や，市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし，その備蓄状況については，年に1回，広く住民に公表するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県地域防災計画
(R7.1)</td><td rowspan="2">〇県民は，自らが防災対策の主体であることを認識し，日頃から食品，飲料水等の備蓄など，自主的に風水害等に備えるとともに，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</td><td>〇市町村は，指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，（中略）避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資，家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに，避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。
〇市町村は，災害発生直後の食料，飲料水等については，住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう，毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">〇大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
　また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</td></tr>
</table>

２　県の備蓄の現状について

県の備蓄品目と数量

県における現在の備蓄の考え方

○　県では，令和元年６月の大雨時に県内の避難者が約８千人であったことを踏まえて，備蓄物資の確保に努めている。

参考
- 国においては，これまで各自治体に対して明確な備蓄品目等が示されていない。
- 令和７年７月の通知（R7.7.1「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」）において，基本８品目（※）に係る，避難所避難者数等を前提とした最低必要量の算出式の例が示されたところである。

※　基本８品目（食料，毛布，乳児用粉ミルク又は液体ミルク，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，携帯トレイ・簡易トイレ，トイレットペーパー，生理用品）とは，国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに，避難所避難者への支援を中心に，被災者の命と生活環境に不可欠な物資としてプッシュ型支援するもの。

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

①保存食　　県：24,000食　（市町村：約410,000食）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者※1
（算出式）避難所避難者数×１人１日あたり必要量3食×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※１避難所以外の場所に避難したが，物資の提供が必要な者の合計

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

②毛布　　県：1,539枚　（市町村：約61,000枚）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者
（算出式）避難所避難者数×１人当たり必要数2枚

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

③乳児用粉ミルク又は液体ミルク　　県：552缶　（市町村：約7,700缶）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者
（算出式）避難所避難者数×0歳人口比率※2 ×１人１日当たり必要量
（粉ミルク140グラム，液体ミルク1リットル）×３日間
※避難所外避難者については地域の実情に応じて考慮

※2国勢調査（総務省統計局）を参照
県全体：1588256人，0歳：11094人，人口比率：0．70

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

④乳児・小児用おむつ　　県：0枚　（市町村：約60,000枚）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者
（算出式）避難所避難者数×０～２歳人口比率※3×１人１日当たり必要量８枚
×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて配慮

※3 国勢調査（総務省統計局）を参照
県全体：1588256人，0～2歳：35440人，人口比率：2．23

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

⑤大人用おむつ（備蓄数：県1,490枚，市町村約53,000枚）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者
（算出式）避難所避難者×必要者割合0．005※4×１人１日当たり
必要量8枚×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※4避難所のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの（阪神・淡路大震災時の避難所調査において，一時的における避難者数に占める要介護の高齢者避難者数の割合が約0．005だったことに基づく）

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

⑥携帯トイレ　　県：7,770個　（市町村：約190,000個）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者・上水道支障率
（算出式）避難所避難者数×上水道支障率※5×１人×１日当たり
使用回数5回×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※5自治体ごとの断水人口の想定割合

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

⑦トイレットペーパー　　県：0巻　（市町村約9,000巻）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者
（算出式）避難所避難者数×１人１日当たり必要量０．１８巻※6×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※6経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口統計による資産

２　県の備蓄の現状について

基本8品目の備蓄の現状等

⑧生理用品　　県：6,570枚　（市町村：約86,000枚）

≪国通知における最低必要量の算出式（例）≫

（前提とする被害量）避難所避難者・避難所外避難者
（算出式）避難所避難者数×１２～５１歳女性人口比率※7 ×
１人７日間当たり必要量３０枚×１／７ ※8 ×１／４※9 ×３日間
※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※7国勢調査（総務省統計局）を参照
県全体：1588256人，12～51歳：324101人，人口比率：20．41
※8生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
※9生理期間を4週に1回と想定したもの，

２　県の備蓄の現状について

基本8品目以外の備蓄の現状

① テント	78式	
② マスク	79,848枚	
③ 段ボールベッド	800個	（市町村：約6,100個）
④ 段ボールパーティション	800個	（市町村：約5,800個）
⑤ 段ボール仮設ハウス	30セット	
⑥ 消毒液	698リットル	
⑦ 保存水	21,320本（10,660リットル）	（市町村：約303,000リットル）

２　県の備蓄の現状について

基本8品目以外の備蓄の現状

⑧ 防寒シート	7,851枚	
⑨ ブルーシート	97枚	
⑩ バスタオル	770枚	
⑪ タオル	13,649枚	
⑫ 簡易トイレ	34式	（市町村：約2,100式）

２　県の備蓄の現状について

県備蓄物資の保管場所

① 本土（５か所）
本庁，防災研修センター，北ふ頭フェリーターミナル，
北薩地域振興局さつま庁舎，大隅地域振興局曽於庁舎

② 離島（９か所）
熊毛支庁，屋久島事務所，大島支庁，旧大島工業高校，瀬戸内事務所，
喜界事務所，徳之島事務所，沖永良部事務所，与論駐在

【保管場所配置図（本土）



【保管場所配置図(離島)】


鹿児島
南さつま
南九州
枕崎
指宿
南大隅町
鹿児島県
三島村
熊毛支庁
種子島
中種子町
南種子町
屋久島
屋久島町
屋久島事務所


旧大島工業高校
大島支庁
喜界事務所
龍郷町
大和村
奄美大島
喜界町
瀬戸内町
瀬戸内事務所
徳之島事務所
天城町
徳之島町
伊仙町
沖永良部事務所
和泊町
知名町
与論駐在
与論町
Google Maps

2　県の備蓄の現状について

保管場所ごとの備蓄の状況

R7. 3. 31

			食料品			ブルーシート	保温具			タオル	おむつ			生理用品	テント	マスク	段ボールベッド	段ボールパーテーション	段ボール仮設ハウス	消毒液
			保存食	保存水	液体ミルク		防寒シート	毛布	バスタオル		大人用紙おむつ	携帯トイレ	簡易トイレ							
単位			個	本	缶	枚	枚	枚	枚	枚	枚	個	式	枚	式	枚	個	個	セット	L
本土	危機管理課																			156
	防災研修センター		20,050	19,112	552	97	6,000	1,539	770	11,800	1,490	5,920	34	6,570		52,000	120	120	12	158
	北埠頭フェリーターミナル														78		205	205		
	北薩地域振興局さつま庁舎															11,000			4	79
	大隅地域振興局岩川庁舎															10,000			6	79
離島	種子島	熊毛支庁	650	408			350			350		350				350			2	
	屋久島	屋久島事務所	300	168			200			200		200				200			2	10
	奄美大島	大島支庁	1,050	648			491			491		491				491	2	2	2	10
		旧大島工業高校														5,000	473	473		158
		瀬戸内事務所	400	96			142			140		142				142				10
	喜界島	喜界事務所	250	168			100			100		100				100				10
	徳之島	徳之島事務所	550	336			270			270		269				267			2	10
	沖永良部島	沖永良部事務所	500	240			198			198		198				198				10
	与論島	与論駐在	250	144			100			100		100				100				8
合計			24,000	21,320	552	97	7,851	1,539	770	13,649	1,490	7,770	34	6,570	78	79,848	800	800	30	698

２　県の備蓄の現状について

備蓄物資の輸送手段

○　県は，市町村から要請があった場合は，県が備蓄している物資について，「鹿児島県災害時受援計画」（以下「受援計画」という。）に基づき，同計画に定める市町村物資拠点へ輸送を行う。（市町村は，配分された物資を避難所等に輸送し，被災者に配布する）

○　物資の輸送は，緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路により行うが，輸送先や道路の被害状況を勘案し，陸送での輸送が困難な場合は，必要に応じて海路，空路による輸送を行う。

２　県の備蓄の現状について

備蓄物資の輸送手段

○　物資の陸上輸送又は海上輸送が必要と考えられる場合は，県トラック協会及び県旅客船協会との協定に基づき，輸送を要請する。
　必要に応じて，輸送に係る自衛隊の災害派遣要請，海上保安庁への支援要請，指定公共機関及び指定地方公共機関への輸送要請を行う。

○　集落が孤立化した場合は，県は「孤立化集落対策マニュアル」に沿って，自衛隊への災害派遣要請や，その他防災関係機関への協力要請により，当該集落への物資の輸送等を行う。

２　県の備蓄の現状について

流通備蓄

○　協定業者からの物資の調達及び輸送については，受援計画において以下のとおり整理されている。

①　県は，協定業者に対して，必要とする品目，数量及び搬送先を示し，物資の供給を要請する。

②　県は，物資の陸上輸送又は海上輸送が必要と考えられる場合は，協定に基づき，鹿児島県トラック協会又は鹿児島県旅客船協会に輸送を要請する。

２　県の備蓄の現状について

【流通備蓄協定締結事業者】

物資関係　１５者

・（株）タイヨー　・（株）南九州ファミリーマート　・鹿児島県パン工業協同組合
・（株）山形屋　・（株）山形屋ストア　・コカコーラボトラーズジャパン（株）
・イオン九州（株）　・鹿児島県生活協同組合連合会　・（株）ローソン
・NPO法人コメリ防災対策センター　・（株）セブン−イレブン・ジャパン
・鹿児島県畳工業組合　・南日本段ボール工業組合　・（株）アクティオ
・NPO法人フードバンクかごしま

輸送関係　　２者

・（公社）鹿児島県トラック協会　・鹿児島県旅客船協会

３　現状を踏まえた上での課題について

３　現状を踏まえた上での課題について

課題

① 現在の県の備蓄数量の算出は，過去の大雨での避難者数を参考としたものであるが，今後の大規模災害に備えるためにも，県で想定される災害における最大想定避難者数を踏まえたうえで，県全体で求められる備蓄（品目及び数量）を把握する必要がある。

【想定避難者数】

《現状》

・令和元年６月の大雨被害時避難者数　８，０００人

《計画等における想定避難者数》

①南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定（R7.3南海トラフ巨大地震対策検討WG）
鹿児島県　約５６,０００人（九州地方が大きく被災するケース）

②鹿児島県地震等災害被害予測調査※（H26.3公表）
想定地震（南海トラフ）　４８，９００人
※現在見直しを実施。令和８年度に最新の調査結果が出る予定

３　現状を踏まえた上での課題について

課題

② 備蓄における県の役割を明確にした上で，県及び市町村の備蓄の現状や，昨年１２月に国が改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ，県として備蓄すべき品目や備蓄が望ましい品目，品目ごとの数量等を整理する必要がある。

③ 離島やへき地等を抱える本県の実情も踏まえたうえで，県の備蓄物資の保管場所等について検証を行う必要がある。

④ 備蓄物資の輸送や流通備蓄についても，今後考慮すべき事項あるいは取り組むべき事項はないか検討する必要がある。

４　検討項目（案）について

４　検討項目（案）について

検討項目（案）

① <u>県全体で保管すべき備蓄について</u>

・保管すべき備蓄品目及び数量（品目ごとの算出方法や考え方など）

・最大想定避難者数の考え方　など

② <u>県と市町村の役割分担について</u>

・①における県及び市町村の役割　など

③ <u>県としての備蓄の目安について</u>

・県において備蓄すべき品目及び備蓄が望ましい品目（基本品目及び基本品目以外の独自品目）

・品目ごとの備蓄量　など

４　検討項目（案）について

検討項目（案）

④　県備蓄物資の保管場所・保管方法について
　・保管場所や保管方法で留意すべき事項　など

⑤　輸送手段について
　・備蓄物資の市町村拠点への輸送において留意すべき事項　など

⑥　流通備蓄について
　・事業者との協定等において更に取り組むべき事項　など